

【委員長談話】

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

平成28年10月20日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

本日、人事委員会は、県議会と県知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本年4月分の月例給について、職員と民間の給与を比較したところ、民間給与が職員給与を495円（0.13%）上回ったことから、民間給与との較差、人事院勧告等を踏まえ、給料表の水準を引き上げるよう勧告しました。

特別給（ボーナス）についても、民間における賞与等の年間支給月数が職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を上回ったことから、0.1月分引き上げ、年間4.30月とするよう勧告しました。

また、扶養手当の見直しについては、地方公務員法に定める給与決定原則や配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を総合的に勘案し、検討した結果、人事院勧告に準じた内容で平成29年度から段階的に実施するよう勧告しました。

職員の勤務条件等については、意欲と能力のある人材の確保、新人事評価制度の定着化、雇用と年金の接続及び勤務環境の整備に関する課題を報告しました。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇を確保することにより、安定した労使関係を維持し、円滑で効率的な県行政の運営に寄与するものであります。

県民の皆様におかれましては、人事委員会の勧告制度の意義や役割、各分野において多くの職員がそれぞれの職務を通じ県民生活の維持・向上に努めていることについて、深い御理解を頂きたいと思っております。